

第一号様式

【表 紙】



【提出書類】

大量保有報告書

【根拠条文】

法第 27 条の 23 第 1 項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 藤本 欣伸

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号

あさひ・狛法律事務所

【報告義務発生日】

平成 18 年 11 月 14 日

【提出日】

平成 18 年 11 月 21 日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

1 名

【提出形態】

その他



第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社あおぞら銀行
会社コード	8304
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都千代田区九段南一丁目 3 番 1 号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（リミテッド・パートナーシップ））
氏名又は名称	サーベラス エヌシーピー アクイジション エルピー (Cerberus NCB Acquisition, L.P.)
住所又は本店所在地	カレドニアン・ファンド・サービス(ケイマン)リミテッド、ピーオー・ポックス 1043、カレドニア ン・ハウス、69 ドクター・ロイス・ドライブ、グランド・ケイマン KY1-1102、ケイマン諸島 (Caledonian Fund Services (Cayman) Limited, Caledonian House, 69 Dr. Roy's Drive, PO Box 1043 Grand Cayman KY1-1102, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成 12 年 2 月 8 日
代表者氏名	マーク・エイ・ネポラント (Mark A. Neporent)
代表者役職	提出者のジェネラル・パートナーであるサーベラス・アオゾラ・ジー・ピー・エルエルシー (Cerberus Aozora GP LLC.) のマネージング・メンバーであるサーベラス・ジャパン・インベストメント・エルエルシー (Cerberus Japan Investment LLC.) のマネージング・ディレクター
事業内容	投資業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 小張裕司
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】(9)

長期保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	618,659,000		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合 計(株)	K 618,659,000	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 618,659,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年11月14日現在)	Q 1,933,018,852	
上記提出者の株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	32.00%	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—	

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年11月14日	普通株式	258,005,000	処分	538.65円 (引受価格)(注)

(注)売出価格(単価)は570円である。

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー 第2回修正・改訂リミテッド・パートナーシップ契約書 提出者については、ケイマン法に基づき、平成17年11月29日付で、サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーをジエネラル・パートナーとし、下記の者をリミテッド・パートナーとするリミテッド・パートナーシップ契約が締結されている。 当該契約に基づく各リミテッド・パートナーの出資割合は下記のとおりである。		
リミテッド・パートナー	マルコポーロ・インベストメント・ビーヴィ (Marco Polo Investment B.V.)	20.0615%
リミテッド・パートナー	エレファント・キャピタル・ビーヴィ (Elephant Capital B.V.)	17.6584%
リミテッド・パートナー	エフィー・キャピタル・ビーヴィ (FE Capital B.V.)	21.2642%
リミテッド・パートナー	シーエイ・リミテッド・ビーヴィ (CA Limited B.V.)	18.0791%
リミテッド・パートナー	エムピー・ファイナンス・ビーヴィ (MP Finance B.V.)	14.8839%
リミテッド・パートナー	エヌシービー・ワラント・ホールディングス・ツー・ビーヴィ (NCB Warrant Holdings II B.V.)	7.8529%
2. 株券上への質権設定契約		
(1) 契約の日付	平成17年11月29日	
(2) 契約の内容	提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定	
(3) 契約の相手方	エスアイエス・ケイマン・リミテッド (SIS Cayman Ltd.)	
(4) 質権の対象となる株式数	618,659,000株 (提出者保有の発行会社株券全て)	
3. グリーンシューオプション付与および株券貸借取引に関する契約		
(1) 契約の日付	平成18年11月6日	
(2) 契約の内容	グリーンシューオプション付与および株券貸借	
(3) 契約の相手方	日興シティグループ証券株式会社 オリックス株式会社 東京海上日動火災保険株式会社	
(4) オプションの権利者	日興シティグループ証券株式会社	
(5) オプション及び貸借に係る株券数	34,216,000株 (上限)	
(6) オプション行使時の売買価格	1株当たり 538.65円	
(7) オプション行使期間	平成18年11月14日から平成18年12月8日	
4. グリーンシュー質権設定契約		
(1) 契約の日付	平成18年11月6日	
(2) 契約の内容	上記3. の「グリーンシューオプション付与および株券貸借取引に関する契約」 に基づく提出者の権利 (貸出株式の返還請求権を含む) に対する質権の設定	
(3) 契約の相手方	エスアイエス・ケイマン・リミテッド (SIS Cayman Ltd.)	
5.譲渡禁止特約		
提出者は、平成18年11月6日から、平成18年11月14日の後180日を経過する日までの間、当該株券の売却またはこれに類する一切の行為を、日興シティグループ証券株式会社、Goldman Sachs International及びMorgan Stanley & Co. International Limitedの書面による事前の承諾なしに行わないことを約している。		

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	83,480,338
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	83,480,338

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業 種	代表者氏名	所 在 地	借入目的	金額 (千円)
	(該当なし)					

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所 在 地
	(該当なし)		

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Cerberus NCB Acquisition LP, an exempted limited partnership organized and existing under the laws of the Cayman Islands (the "Partnership"), does hereby appoint each of Messrs. Yoshinobu Fujimoto, Takuya Oshida and Yuji Kobari, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, acting individually, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, including power and authority to appoint secondary attorneys, to represent the Partnership in connection with the preparation and filing with the Commissioner of the Financial Services Agency and/or other governmental authorities in Japan of: i) a notification for major shareholder who no longer has more than fifty percent (50%) of total voting rights under the Banking Law of Japan, ii) a report on holding of substantial voting rights of a bank and any amendments and modifications thereto under the Banking Law of Japan, iii) a substantial shareholding report and any amendments or modifications thereto under the Securities and Exchange Law of Japan, and iv) post facto reports under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law of Japan, and to prepare, execute, deliver and file with the Commissioner of the Financial Services Agency and/or other governmental authorities in Japan in the name of the Partnership all documents and any amendments or modifications thereto required by the Banking Law, the Securities and Exchange Law and the Foreign Exchange and Foreign Trade Law of Japan (as amended) in relation to the acquisition, purchase, holding, disposal and sale from time to time of any shares in Aozora Bank, Ltd. by the Partnership.

IN WITNESS WHEREOF, the Partnership has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 9th day of November, 2006.

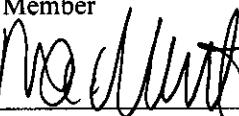
CERBERUS NCB ACQUISITION, L.P.

By: Cerberus Aozora GP L.L.C., its General Partner

By: Cerberus Japan Investment L.L.C., its

Managing Member

By:



Name: Mark A. Neporent

Title: Managing Director

(訳文)

委任状

ケイマン法に基づき設立され存続するイグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップであるサーベラス エヌシービー アクイジション エルピー（以下「当パートナーシップ」という）は、本書により、あさひ・狛法律事務所の弁護士藤本欣伸氏、同忍田卓也氏及び同小張裕司氏を当パートナーシップの法律上及び事実行為の代理人として、それぞれ復代理人選任の権限も含めて選任し、当パートナーシップ名義において、当パートナーシップが金融庁長官その他の日本の官庁に対し、i) 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなったことに関する銀行法に基づく届出を行い、ii) 同法に基づく銀行議決権保有届出書及び当該届出書に係る変更報告書の提出を行い、iii) 証券取引法に基づく大量保有報告書及び当該報告書に係る変更及び訂正報告書の提出を行い、また、vi) 外国為替及び外国貿易法に基づく報告書の提出を行い、並びに、当パートナーシップによる株式会社あおぞら銀行の株式の取得、保有、購入、処分又は売却に関連して、日本の銀行法、証券取引法並びに外国為替及び外国貿易法（いずれもその改正を含む。）に基づき要求される報告若しくは届出又はその訂正若しくは変更に係る報告若しくは届出を、作成、締結、交付し、また、金融庁長官その他の日本の官庁に対し提出する権限を与える。

上記の証として、2006年11月9日、当パートナーシップはその名義でこの委任状を下記署名人により作成した。

サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー
そのジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー
そのマネージング・メンバー サーベラス・ジャパン・インベストメント・エルエルシー

（署名）

氏名：マーク・エイ・ネボラント
役職：マネージング・ディレクター

上記正訳いたしました。

弁護士 藤本欣伸

